

加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業 基本協定書（案）

加古川市（以下「甲」という。）と代表企業【●●●●】、設計企業【●●●●】、建設企業【●●●●】、維持管理企業【●●●●】（以下「乙」といい、代表企業以外の企業を「構成企業」という。）は、加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の実施等）

- 第2条 乙は、加古川市かわまちづくり計画範囲内、一級河川加古川の左岸「わくわくエリア」について、甲が河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号。以下「準則」という。）第22の規定に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける想定のある区域のうち、募集要項等（次項で定義する。）で示す事業用地（以下「事業対象区域」という。）において、賑わいづくりや交流促進、河川敷の機能向上につながるような都市空間を創造し、加古川全体の魅力向上、ブランド向上を目的として、本事業を実施する。
- 乙は、加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業公募資料（加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業募集要項及び質問回答等の一切の附属書類を含む。以下「募集要項等」という。）とそれに基づき乙が提案した内容（本協定締結日までに提案内容の説明又は補足として甲に提出した一切の附属書類及び甲が承認した変更を含む。以下「事業者提案」という。）に従い、本事業を実施するものとする。
 - 甲は、事業対象区域として、甲が河川管理者から河川法（昭和39年法律第167号）による占用許可を受ける区域（以下「占用区域」という。）のうち、乙が使用する区域（以下「民間ゾーン」という。）の使用を認める。
 - 甲及び乙は、前項の民間ゾーンの使用に関し、その使用条件、使用料、契約期間、乙が預託すべき保証金、その他民間ゾーンの使用に関する必要事項について、民間ゾーンの使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。使用契約は、民間ゾーンにおいて乙が整備を行う、にぎわいづくりや交流促進、河川敷の機能向上につながるような施設（以下「民間ゾーン施設」という。）の所有を目的として民間ゾーン内の土地を対象とする借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約とする。
 - 乙は、民間ゾーン内において、民間ゾーン施設を前項により受けた許可及び使用契約の範囲で設置することができる。
 - 甲は乙との間で、事業対象区域のうち民間ゾーンを除く区域（以下「公共ゾーン」という。）の整備（整備した施設等の譲渡を含むものとし、以下「整備等」という。）及び維持管理について、建設・譲渡契約及び維持管理業務委託契約を締結して、設計企業【●●●●】及び建設企業【●●●●】に整備等を発注し、維持管理企業【●●●●】に維持管理業務を委託するものとし、設計企業【●●●●】、建設企業【●●●●】、及び維持管理企業【●●●●】はこれを請負又は受託する。
 - 乙は、本協定締結以降に本協定を解除する場合を除き、代表企業を変更することはできない。
 - 乙は、合理的な理由により構成企業を変更する必要がある場合は甲に当該変更に係る協議を申し入れることができる。甲は、乙より申し入れがあった場合、甲乙協議のうえ構成企業の変更を認める場合がある。
 - 乙は、本協定締結後、速やかに本事業に着手するものとする。

（遵守事項）

第3条 乙は、本事業の実施期間中、善良な管理者の注意をもって本事業を確実に行わなければならない。

- 2 乙は、民間ゾーン施設の設置にあたっては、河川法、準則、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を本事業の実施期間中のみならず、実施期間終了後においても正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（使用料）

第 4 条 乙は甲に対し、使用契約の定めるところにより使用料（地代）を支払う。

（実施期間）

第 5 条 本事業の実施期間は、第 2 条第 3 項に定める甲が河川管理者から受ける許可に連動して、許可の開始日から令和●年●月●日【甲が河川管理者から受ける許可の期間と同一】までとし、許可期間満了後の許可更新に応じて、甲乙で協議のうえ実施期間を延長するものとする。

- 2 前項の実施期間には、公共ゾーンの設計及び設置に要する期間、民間ゾーン施設の設計、設置、並びに撤去・原状回復に要する期間を含むものとする。

（協定の解除）

第 6 条 甲は、前条の実施期間に関わらず、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認められる場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 占用区域について、甲が河川管理者から河川法による占用許可が取り消された場合又は期間満了後更新されなかった場合
 - (2) 乙が準則第 25 第 4 項各号の条件に反する行為を行った場合
 - (3) 乙が募集要項等、本協定、使用契約又は関係法令に違反する行為を行った場合
 - (4) 乙が本協定又は使用契約で定める債務を履行せず、かつ甲が催告をしても相当期間内に履行がされる見込みがないと甲が判断した場合
 - (5) 使用契約又は建設・譲渡契約が解除された場合
 - (6) 乙が提出した事業計画書又は事業報告書について、第 8 条第 4 項又は第 13 条第 2 項の承認を得られなかった場合
 - (7) 乙が支払不能を表明した場合、解散若しくは営業停止、民事再生手続き開始、破産手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理の開始、特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）その他これに類する法的倒産処理手続の申立てがあった場合、手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (8) 乙において事業譲渡の決議がされることにより本事業を実施することが困難になると合理的に認められる場合、強制執行の申立て、競売申立て又は仮処分の申立てを受けた場合
 - (9) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲の責めに帰すべき事由によることを除き、既納の使用料等の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることはできない。

（協定の解除等の公表）

第 7 条 甲は、第 8 条第 3 項に基づき本事業の内容を変更した場合、又は、前条第 1 項に基づき本協定を解除した場合は、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表することができる。

（事業計画書の提出）

第 8 条 乙は、本協定締結後速やかに、「事業計画書」を書面により甲に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 「事業計画書」には、本事業の要求水準書第 9 章に定める事項を基本に甲乙が協議のうえ定めた内容について記載するものとする。
- 3 乙は、社会環境・情勢等の変化及び行政協議・関係者調整により、公共公益上の観点からやむを得ず「事業計画書」を変更する必要がある場合は、変更後の「事業計画書」を書面により甲に提出し、その承諾を得なければならない。

- 4 甲は、第1項及び前項の承諾をするにあたっては、地域団体、企業及び関係官公署等で構成する加古川市かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）に報告し、その承認を得なければならない。
- 5 乙は、「事業計画書」の内容を遵守しなければならない。第3項の規定によりその内容を変更した場合も、同様とする。

（安全対策及び事故等への対応）

- 第9条 乙は、本事業の実施にあたり、関係機関の指示、指導並びに協議による条件等を遵守し、水質及び河川環境の保全並びに公衆災害防止に万全を期すものとする。
- 2 本事業の実施中に事故等が発生した場合、乙は、当該事故等発生時の帰責の如何に関わらず、直ちに民間ゾーンの利用者等の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、甲及び河川管理者等関係機関から安全対策及び事故等への対応に関する指示等があった場合は、適切に対応するものとする。

（再委託の制限）

- 第10条 乙は、本事業の全部を一括して、又は事業の主たる部分（事業の運営管理、運営方針の決定等をいう。）を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。
- 2 乙は、本事業の一部（軽微な部分を除く）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない。当該承諾にかかる書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 3 乙は、前項の規定により再委託を行う場合、当該再委託先に本協定の規定及びその他関係法令等を遵守させなければならない。
 - 4 乙は、次の各号に掲げる事項に該当する者に委託してはならない。
 - （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - （2） 兵庫県指名停止基準、加古川市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
 - （3） 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく契約の解除事由に該当する者
 - （4） 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴排条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - （5） 経営状況が著しく不健全であると認められる者である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
 - （6） 直近3事業年度分の法人税（個人事業主の場合は、所得税）、消費税及び地方消費税、市税の滞納がある者
 - 5 乙は、再委託先が前項の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

（暴力団員及び暴力団密接関係者による不当要求を受けた場合の報告等）

- 第11条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、すみやかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- 2 乙は、本事業に関わる者が、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
 - 3 乙は、甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（地域等との連携）

- 第12条 乙は、本事業の確実かつ円滑な実施に向け、協議会と連携協力を積極的に進めるとともに、加古川市かわまちづくり計画範囲の河川敷や周辺施設等、市内の企業・団体等と連携し、地域に根差した運営を心掛けるものとする。

(事業の報告)

第13条 乙は、本事業の実施結果を「事業報告書」としてとりまとめ、書面により甲に提出し、その承諾を得なければならない。事業報告書の内容は、本事業の要求水準書第9章に定める事項を基本に甲乙が協議のうえ定めた内容とする。

- 2 甲は乙から事業報告書の提出があった場合は、協議会に報告し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、甲又は協議会から事業報告書の内容について意見等を付された場合又は必要な資料の提出等を求められた場合は、誠意をもって対応するものとする。

(河川占用許可申請等への協力)

第14条 乙は、甲が河川管理者から受ける河川の占用許可の申請若しくは更新をしようとする場合、河川管理者から事業及び占用区域の状況について報告を求められた場合において、甲から依頼があったときは、必要な資料の作成等に協力するものとする。

(事業の調査等)

第15条 甲は、必要と認める場合、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。甲が調査を行う場合、乙は誠意をもって協力するものとする。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(損害賠償責任)

第16条 甲及び乙は、相手方が本協定の各条項のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、相手方に対し、その賠償を請求することができる。

(第三者に与えた損害)

第17条 乙は、事業の実施に伴い、第三者と紛争が生じ又は第三者に損害を与えた場合、本協定、使用契約、建設・譲渡契約又は維持管理業務委託契約で別段の定めがある場合を除き、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し又はその損害を賠償しなければならない。

(届出義務)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、氏名に変更があったとき
- (2) 相続又は会社の合併若しくは分割その他の組織再編により異動があったとき

(管轄裁判所)

第19条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、甲の事務所所在地を管轄する加古川簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(雑則)

第20条 本協定に定めのない事項については、甲乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

- 2 甲乙協議のうえ、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。
- 3 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

甲 所在地 加古川市加古川町北在家 2000
名称 加古川市
代表者 加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業
優先交渉権者

[代表企業]

所在地

名称

代表者

[構成企業 (設計)]

所在地

名称

代表者

[構成企業 (建設)]

所在地

名称

代表者

[構成企業 (維持管理)]

所在地

名称

代表者